

独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札談合に係る告発について

令和2年12月9日
公正取引委員会

公正取引委員会は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が発注する医薬品の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、本日、アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン及び東邦薬品株式会社の3社並びに前記3社で地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた7名を検事総長に告発した。

その概要は以下のとおりである。

1 被告発会社等

(1) 被告発会社

番号	被告発会社 (法人番号)	本店の所在地	代表者
1	アルフレッサ株式会社 (3010001027880)	東京都千代田区内神田 一丁目12番1号	代表取締役 福神 雄介
2	株式会社スズケン (1180001017009)	名古屋市東区東片端町 8番地	代表取締役 宮田 浩美
3	東邦薬品株式会社 (5010901023507)	東京都世田谷区代沢 五丁目2番1号	代表取締役 馬田 明

(2) 被告発人

前記被告発会社3社で地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者7名

2 告発事実

被告発会社3社は、いずれも医薬品の卸売業等を営む事業者であり、被告発人7名は、それぞれの所属する被告発会社の従業者として地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していたものであるが、

- (1) 前記被告発人7名のうち5名は、前記同様の事業を営む他の事業者（他の事業者と被告発会社3社を合わせて以下「被告発会社等」という。）に所属して前記同様の業務に従事していた者らと共に、それぞれの所属する被告発会社等の他の従業者らと共に共謀の上、被告発会社等の業務に関し、平成28年6月上旬頃、東京都内の貸会議室等において、面談等の方法により、同年5月27日に地域医療機構が製薬会社及び用法から区分した医

問い合わせ先 公正取引委員会事務局審査局犯則審査部第一特別審査
電話 03-3581-3382（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

薬品群ごとに一般競争入札を実施する旨公告した地域医療機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、被告発会社等それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うよう前記医薬品群ごとに受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし

- (2) 前記被告発人7名のうち6名は、前記同様の事業を営む他の事業者に所属して前記同様の業務に従事していた者らと共に、それぞれの所属する被告発会社等の他の従業者らと共謀の上、被告発会社等の業務に関し、平成30年6月上旬頃、東京都内の貸会議室等において、面談等の方法により、同年5月25日に地域医療機構が製薬会社から区分した医薬品群ごとに一般競争入札を実施する旨公告した地域医療機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、前記同様の合意をした上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし

もってそれぞれ被告発会社等が共同して、前記各契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記各契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

3 罪名及び罰条

独占禁止法違反

同法第89条第1項第1号、第3条、第95条第1項第1号、

刑法第60条